

新 旧 対 照 表

新

旧

(補助の目的及び補助対象事業)

第 2 条 県は、公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「補助事業者」という。）が、地域スポーツ振興のために行う別表第 1 に定める事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(状況報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事の要求があったときは、速やかに任意の様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第 10 条 規則第 11 条第 1 項の規定による補助事業実績報告書は、別記第 8 号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 15 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 実績報告書には、次の書類を添えなければならない。

(1) 事業報告書（別記第 2 号様式）

(2) 収支決算書（別記第 9 号様式）

3 補助事業者は、第 7 条第 10 号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第 1 項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第 7 条第 10 号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第 10 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助の目的及び補助対象事業)

第 2 条 県は、総合型地域スポーツクラブ等及び公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「補助事業者」という。）が、地域スポーツ振興のために行う別表第 1 に定める事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(状況報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事の要求があったときは、速やかに別記第 8 号様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 状況報告書には、別記第 9 号様式による進捗状況確認表を添えなければならない。

(実績報告書)

第 10 条 規則第 11 条第 1 項の規定による補助事業実績報告書は、別記第 10 号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 15 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 実績報告書には、次の書類を添えなければならない。

(1) 事業報告書（別記第 2 号様式）

(2) 収支決算書（別記第 11 号様式）

3 補助事業者は、第 7 条第 10 号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第 1 項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第 7 条第 10 号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第 12 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 3 号及び第 7 号から第 9 号まで、第 10 条第 4 項並びに第 11 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 3 号及び第 7 号から第 9 号まで、第 10 条第 4 項並びに第 11 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

削 除

別表第1 (第2条、第3条関係)

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 地域スポーツハブ展開事業	1 地域スポーツハブ設立後4年を超える次の団体 ・特定非営利活動法人まほろばクラブ南国 ・特定非営利活動法人総合クラブとさ ・特定非営利活動法人スポーツクラブスクラム ・特定非営利活動法人むろとスポーツクラブ ・特定非営利活動法人こうなんスポーツクラブ	既存の総合型地域スポーツクラブ等を核とした地域スポーツの推進に必要な経費 (1) 地域スポーツハブ運営費 ・地域スポーツ促進委員会(地域の公益的なスポーツ活動の事業実施計画を策定)の設置(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費並びに使用料及び賃借料) ・地域スポーツコーディネーターの配置経費(共済費、賃金及び旅費) ※地域スポーツコーディネーターは1名以上雇用することとする。ただし、他業務との兼任は妨げない。 (2) 地域スポーツ促進委員会で策定した事業実施計画に基づく次の①から④までに掲げる事業(必須事業)の実施・運営経費 ①学校運動部活動の地域への移行を見据えた事業 ②子どものスポーツ活動事業(①を除く。) ③障害者スポーツ推進事業 ④その他地域の課題解決に向けた事業(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料) ※ただし、その他の収入を控除する。	定額	(1) 1団体当たり 250万円
			2分の1以内	(2) ①から③までの事業合計の補助限度額は1団体当たり150万円(ただし、①から③までの各事業の補助限度額は1団体40万円以上70万円以下とする。)
	2 地域スポーツハブ設立後2年を超える次の団体(1を除く。) ・特定非営利活動法人来楽部あつきいーな ・特定非営利活動法人くぼかわスポーツクラブ ・特定非営利活動法人宿毛市体育協会 ・特定非営利活動法人すさきスポーツクラブ	既存の総合型地域スポーツクラブ等を核とした地域スポーツの推進に必要な経費 (1) 地域スポーツハブ運営費 ・地域スポーツ促進委員会の設置(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費並びに使用料及び賃借料) ・地域スポーツコーディネーターの配置経費(共済費、賃金及び旅費) ※地域スポーツコーディネーターは1名以上雇用することとする。ただし、他業務との兼任は妨げない。 (2) 地域スポーツ促進委員会で策定した事業実施計画書に基づく次の①から③までに掲げるいずれかの事業の実施・運営経費 ①子どものスポーツ活動事業(学校運動部活動の地域への移行を見据えた事業を除く。) ②障害者スポーツ推進事業 ③その他地域の課題解決に向けた事業(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料) ※ただし、その他の収入を控除する。	定額	(1) 1団体当たり 250万円 (2) 1団体当たり 150万円

※補助事業者により補助率及び補助限度額は毎年変更となるため、単年度ごとに要綱改正

別表第1（第2条、第3条関係）

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率
1 クラブアドバイザー配置事業 (総合型地域スポーツクラブに関する幅広い知識と豊富な経験及び実績を有するクラブアドバイザーを公益財団法人高知県スポーツ協会に配置し、総合型地域スポーツクラブ等への指導又は助言を行う取組)	公益財団法人高知県スポーツ協会	①クラブアドバイザー配置事業必要経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費及び委託料) ※ただし、toto助成金その他の収入を控除する。	定額
2 総合型地域スポーツクラブ活性化事業 (総合型地域スポーツクラブの質的な充実に向けた取組)	公益財団法人高知県スポーツ協会	①総合型地域スポーツクラブ活性化支援に要する経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料並びに負担金補助) ②総合型地域スポーツクラブ登録認証制度の審査会運営に係る必要経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料並びに負担金補助) ③リモートスポーツパッケージの活用促進事業に要する経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料並びに負担金補助) ④その他事務局運営に要する経費 (人件費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料並びに負担金補助)	定額

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率
2 クラブアドバイザー配置事業 (総合型地域スポーツクラブに関する幅広い知識と豊富な経験及び実績を有するクラブアドバイザーを公益財団法人高知県スポーツ協会に配置し、総合型地域スポーツクラブ等への指導又は助言を行う取組)	公益財団法人高知県スポーツ協会	①クラブアドバイザー配置事業必要経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費及び委託料) ※ただし、toto助成金その他の収入を控除する。	定額
3 総合型地域スポーツクラブ活性化事業 (総合型地域スポーツクラブ登録認証制度の運用などの取組)	公益財団法人高知県スポーツ協会	①総合型地域スポーツクラブ登録認証制度の運用などに係る必要経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料並びに負担金補助)	定額

[事業区分間における流用について]

・事業区分2及び3の事業相互間における流用は認めない。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職・氏名
(生年月日)

補助金交付申請書

高知県地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度の高知県地域スポーツ振興事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付申請額

円

3 添付書類

- (1) 事業計画書 (別記第2号様式)
 (2) 収支予算書 (別記第3号様式)
 (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1: 税務署が別に定める「県税完納情報ゲイク要事務処理要綱」における第4号様式。

※2: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
 (注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(4) その他知事が必要であると認める書類

振込先金融機関名	種 目	口座番号	ふりがな 口座名義人
	普通 当座		

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職・氏名
(生年月日)

補助金交付申請書

高知県地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度の高知県地域スポーツ振興事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付申請額

円

3 添付書類

- (1) 事業計画書 (別記第2号様式)
 (2) 収支予算書 (別記第3号様式)
 (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
 (4) その他知事が必要であると認める書類

振込先金融機関名	種 目	口座番号	ふりがな 口座名義人
	普通 当座		

第2号様式（第4条、第10条関係）

補助事業名

高知県地域スポーツ振興事業

計画書
報告書

事業目的	事業内容	事業実績	主な成果

第2号様式（第4条、第10条関係）

補助事業名

高知県地域スポーツ振興事業

計画書
報告書

補助事業名:

事業目的	事業内容	事業実績	主な成果

※別表第1の事業区分に掲げる地域スポーツハブ展開事業の「公益的なスポーツ活動の実施、運営」を行う場合は、申請時に地域スポーツ促進委員会で策定した当該年度の「事業計画書」を添付してください。

削除

第8号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名

高知県地域スポーツ振興事業費補助金に係る補助事業状況報告書

高知県地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記関係書類を添えて、事業状況を報告します。

記

1 添付書類

進捗状況確認表 （別記第9号様式）

削除

第9号様式(第9条関係)

令和 年度 地域スポーツハブの進捗状況

施策の柱	スポーツ参加の拡大	施策の方向性	新たなスポーツ推進体制による持続可能な地域スポーツの推進
具体的な施策	・新たなスポーツ推進体制の確立 ・支える人材や場の充実 ・官民協働によるスポーツ資源の効率的な活用		
概 要	持続可能な地域スポーツを推進するため、既存の総合型地域スポーツクラブ等を核として地域のスポーツ活動の拠点「地域スポーツハブ」づくりを進めるとともに、多分野の関係者の連携による取組を支援することにより、民間活力やノウハウ等を活用したスポーツの産業化を目指し、地域の実情や地域住民の多様なニーズに応じたスポーツ活動の充実を図る。		
◆目指す姿	県内各地において、地域のスポーツ活動拠点が機能しニーズに応じたスポーツ活動が充実している。		

【補助事業者名 _____ (_____ 市、町)】

内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)・改善(A)
	実施計画	変更計画	計画に対する実績	実行後の分析、検証とその対策
第1 四半期				
第2 四半期				
第3 四半期				
第4 四半期				

※状況報告時には、経費別の収支の執行状況がわかる資料を添付して下さい。

第8号様式（第10条関係）

令和 第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名

補 助 事 業 実 績 報 告 書

高知県地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて、令和 年度の高知県地域スポーツ振興事業費補助金の実績を報告します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助事業終了年月日

3 補助金交付決定額

4 実績額

5 差引増減額

6 添付書類

- (1) 事業報告書 (別記第2号様式)
(2) 収支決算書 (別記第9号様式)
(3) その他知事が必要であると認める書類

第10号様式（第10条関係）

令和 第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名

補 助 事 業 実 績 報 告 書

高知県地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱第10条の規定により、別紙関係書類を添えて、令和 年度の高知県地域スポーツ振興事業費補助金の実績を報告します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助事業終了年月日

3 補助金交付決定額

4 実績額

5 差引増減額

6 添付書類

- (1) 事業報告書 (別記第2号様式)
(2) 収支決算書 (別記第11号様式)
(3) その他知事が必要であると認める書類

第9号様式（第10条関係）

収支決算書

(収入)

費 目	予 算 額 A	決 算 額 B	比 較 C = B - A	説 明
	円	円	円	
計	円	円	円	

(支出)

費 目	予 算 額 A	決 算 額 B	比 較 C = B - A	説 明
	円	円	円	
計	円	円	円	

第11号様式（第10条関係）

収支決算書

(収入)

費 目	予 算 額 A	決 算 額 B	比 較 C = B - A	説 明
	円	円	円	
計	円	円	円	

(支出)

費 目	予 算 額 A	決 算 額 B	比 較 C = B - A	説 明
	円	円	円	
計	円	円	円	

第10号様式（第10条関係）

令和 第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名

令和 年度高知県地域スポーツ振興事業費補助金に係る消費税仕入控除税等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）を受けました標記補助金について、高知県地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の 確定額（補助金交付決定額）	
	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a)
	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)
	円
補助金返還相当額	(b)-(a)
	円

（注）事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添えてください。

第12号様式（第10条関係）

令和 第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名

令和 年度高知県地域スポーツ振興事業費補助金に係る消費税仕入控除税等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）を受けました標記補助金について、高知県地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の 確定額（補助金交付決定額）	
	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a)
	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)
	円
補助金返還相当額	(b)-(a)
	円

（注）事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添えてください。